

事 務 連 絡
令和2年6月2日

各都道府県・指定都市
精神保健福祉主管部（局）御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課

精神科医療機関における新型コロナウイルス感染症等への対応について

平素より精神保健福祉行政の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大により、精神科医療機関においても感染事例が発生し、患者の転院先となる医療機関の選定に苦慮したり、医療従事者が感染して従事者不足に陥ったりする等の課題がみられました。

また、国内の感染はピーク時に比べ大幅に改善されているものの、再度の感染拡大が想定され、予断を許さない状況が続いております。

こうした状況を踏まえると、新型コロナウイルス感染症の再拡大等に備え、精神科医療提供体制における対応をより確実にしておく必要があります。

つきましては、貴部（局）におかれては、「新型コロナウイルス感染症の患者数が大幅に増えたときに備えた入院医療提供体制等の整備について（改訂）」（令和2年3月26日付事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症に対応したがん患者・透析患者・障害児者・妊産婦・小児に係る医療提供体制について」（令和2年4月14日付事務連絡）を踏まえ、精神保健福祉センター等とも情報共有を図りつつ、管下の医療機関や、場合によっては近隣都道府県等と適宜協議を行いながら、下記項目について必要な準備・調整を進めていただくよう御配意願います。

なお、追って、当該準備・調整状況（特に、連携医療機関の確保・調整状況）について改めて把握させていただく場合があることを申し添えます。

記

- （１）精神科医療機関において精神疾患を有する入院患者が感染した場合の対応について、精神疾患及び新型コロナウイルス感染症それぞれの重症度等も考慮した上で、あらかじめ連携医療機関の確保・調整を行っておくこと。
特に、措置入院患者が感染した場合や入院患者が新型コロナウイルス感

染症により重症化した場合を想定して、あらかじめ感染症対応が可能な指定病院等の確保・調整を行っておくこと。

(2) 精神科医療機関で感染者が発生した場合の支援として、以下の準備・調整を行っておくこと。

- ・ 必要な物資の確保や機材の配備（個人防護具、消毒液、簡易陰圧装置等）
- ・ 感染症対応の支援を行う専門家の派遣
- ・ 医療機関内の医療従事者が不足した場合における外部からの医療従事者の派遣
- ・ 精神保健福祉センター等との連携による医療従事者に対する心のケア

(参考)

○「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応について（その3）」
（令和2年4月7日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000620705.pdf>

○「医療機関における新型コロナウイルス感染症発生に備えた体制整備及び発生時の初期対応について」（令和2年5月1日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000627463.pdf>

<https://www.mhlw.go.jp/content/000627464.pdf>

○「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の実施について」（令和2年4月30日医政発0430第5号、健発0430第1号厚生労働省医政局長、健康局長連名通知）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000627373.pdf>

○「新型コロナウイルス感染症に係る心のケアの実施について」（令和2年5月19日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000634822.pdf>

(3) 精神科医療機関で感染者が発生した場合に備えて、平時より、各医療機関において以下の感染防護体制について検討するよう促すこと。

- ・ 職員に対する感染防護に係る知見の提供
- ・ 感染拡大防止のため、家族等との面会を行う場合におけるオンラインによる面会の実施